

玉村町共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、玉村町（以下「町」という。）が共催又は後援をする場合の基準及び事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等と町がともに事業等の主体となって、協働で短期間の事業等を行い、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業等に対して、金銭的支出を伴わず、単に町が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(申請)

第3条 町の共催又は後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する1箇月前までに共催・後援承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業等計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(承認等)

第4条 町長は、前条の共催・後援承認申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいてその内容を審査し、共催又は後援を承認するときは共催・後援承認通知書（様式第2号）により、共催又は後援を承認しないときは共催・後援不承認通知書（様式第3号）により団体等に通知するものとする。

- (1) 町の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。
- (2) 原則として、町の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く町民を対

象とした事業等であること。

(3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められる者が主催する事業等であること。

(4) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。

(5) 収益を伴う事業等にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、共催又は後援を承認しない。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの

(2) 町の政治的中立性を損なうおそれのあるもの

(3) 町の宗教的中立性を損なうおそれのあるもの

(4) 営利を目的としているもの

(5) その他、町の行政の運営に関する一般方針に反するもの

3 町長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(変更)

第5条 団体等は、前条の規定により承認を受けた後に事業計画に変更が生じた場合、速やかに共催・後援変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の共催・後援変更申請書を受理したときは、前条に規定する基準に基づいて審査し、共催又は後援を承認するときは共催・後援変更承認通知書（様式第5号）により、共催又は後援を承認しないときは共催・後援変更不承認通知書（様式第6号）により団体等に通知するものとする。

(報告)

第6条 事業等を実施した団体等は、事業等終了後14日以内に共催・後援事業実施報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(承諾の取消し等)

第7条 町長は、共催又は後援の承認後において、第4条第1項に規定する基準に適合しない事実が判明したとき、第4条第2項に規定する基準に該当する事実が判明したとき

又は次の各号のいずれかに該当するときは、共催・後援取消通知書（様式第8号）により団体等に通知し、その承認を取り消すことができる。

- (1) 申請した団体等が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。
- (2) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (3) 町長が取消しを必要と認めたとき。

2 承認の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、町はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承認が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以降の共催及び後援は、原則として行わないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、共催及び後援に関し必要な事項は、町長がその都度別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

共催・後援承認申請書

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者 住 所：
団 体 名：
代表者氏名：
電 話 番 号：

下記のとおりに事業を実施したいので
共催 後援 を受けたく申請いたします。

1 事業名	
2 日 時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3 場 所	
4 参加予定者数	人
5 参 加 料	無料 ・ 有料（ 円／人）
6 事業目的	
7 事業内容	

※ 添付資料 事業実施計画書、チラシ、事業の目的、内容がわかる書類

様式第2号（第4条関係）

玉 発 号
年 月 日

様

玉村町長

共催・後援承認通知書

年 月 日付で申請のありました標記の件については、下記のとおり承認
しますので通知します。

記

1 事業名	
2 事業内容等	
3 主催	
4 日時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
5 場所	
6 承認内容	共催 ・ 後援

※なお、事業終了後は、速やかに事業実施報告書の提出をお願いします。

様式第3号（第4条関係）

玉 号

年 月 日

様

玉村町長

共催・後援不承認通知書

年 月 日付で申請のありました事業については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

1 事業名	
2 事業内容等	
3 主 催	
4 日 時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
5 不承認理由	

様式第4号（第5条関係）

共催・後援変更申請書

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者 住 所：

団 体 名：

代表者氏名：

電 話 番 号：

次のとおり既承認事業等について、変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

既に受けた承認の 文書番号及び年月日	玉 発 号 年 月 日
1 事 業 名	
2 日 時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3 場 所	
4 参加予定者数	人
5 参 加 料	無料 ・ 有料（ 円／人）
6 事 業 目 的	
7 事 業 内 容	

※ 添付資料 事業実施計画書、チラシ、事業の目的、内容がわかる書類

様

玉村町長

共催・後援変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました標記の件については、下記のとおり承認
しますので通知します。

記

1 事業名	
2 事業内容等	
3 主催	
4 日時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
5 場所	
6 承認内容	共催 ・ 後援

※なお、事業終了後は、速やかに事業実施報告書の提出をお願いします。

様式第6号（第5条関係）

玉 発 号

年 月 日

様

玉村町長

共催・後援変更不承認通知書

年 月 日付で申請のありました事業については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

1 事業名	
2 事業内容等	
3 主 催	
4 日 時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
5 不承認理由	

共催・後援事業実施報告書

年 月 日

（あて先）玉村町長

申請者 住 所：
団 体 名：
代表者氏名：
電 話 番 号：

年 月 日付け玉発第 号で玉村町から共催・後援の承認を受けた下記事業を実施
しましたので下記のとおり報告します。

記

1 事業名	
2 日 時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
3 場 所	
4 参加者数	人
6 事業目的	
7 事業実施の効果	

※ 添付資料 関係資料（プログラム、リーフレット等）

様式第8号（第7条関係）

玉 発 号
年 月 日

様

玉村町長

共催・後援取消通知書

年 月 日付け玉発第 号で承認した事業については、次の理由により共催・後援を取り消します。

記

1 事業名	
2 事業内容等	
3 主催	
4 日時	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
5 取消す理由	